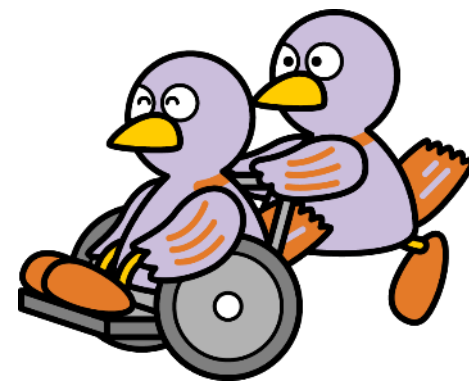


ヤングケアラー支援について

埼玉県仕事紹介セミナー



埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県福祉部地域包括ケア課
地域包括ケア担当

本日の進行

- 1 自己紹介
- 2 ヤングケアラーとは？
- 3 ヤングケアラー支援の必要性
- 4 ヤングケアラー実態調査
- 5 ヤングケアラー支援の取組
- 6 入庁1年目で担当している仕事

自己紹介

- ・22歳（入庁1年目）
- ・法学部出身
- ・地域包括ケア課（ケア担当）で勤務

地域包括ケアシステム

ケアラー・ヤングケアラー支援

5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～

【針路2 県民の暮らしの安全確保】

(施策10) 生活の安心支援

ケアラー・**ヤングケアラー**支援

2 ヤングケアラーとは？

ヤングケアラーとは？

埼玉県ケアラー支援条例での定義

ヤングケアラー

高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者（ケアラー）のうち、**18歳未満**の者



病気や障害がある
家族に代わり、家事を
している



家族に代わり、幼い
きょうだいの世話をし
ている



病気や障害のある
きょうだいの世話や
見守りをしている



目が離せない家族の
見守りや声かけなどの
気づかいをしている



日本語が話せない家族
や障害のある家族のた
めに通訳している



病気や障害のある
家族の身の回りの
世話をしている



心が不安定な家族
の話をしている



がん・難病など慢性的な
病気の家族の看病をし
ている



家計のために働いて、病
気や障害のある家族を
助けている



病気や障害のある家族
の入浴やトイレの介助を
している

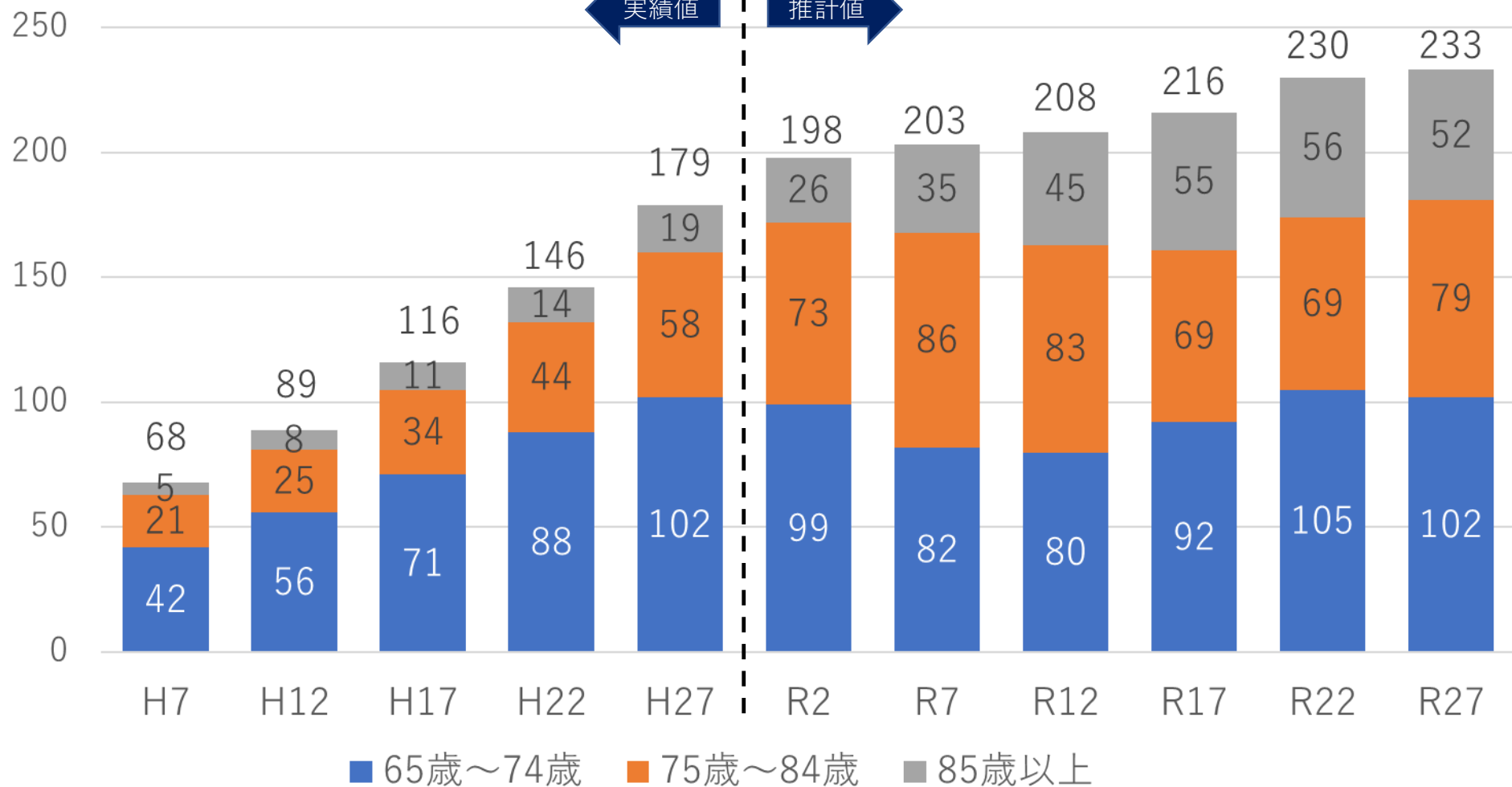
3 ヤングケアラー支援の 必要性について

なぜケアラー・ヤングケアラー支援が必要なのか？

○ 高齢者人口の増加

本県の前期高齢者・後期高齢者数の推移

単位：万人



※国勢調査の人口総数には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計とは一致しない。

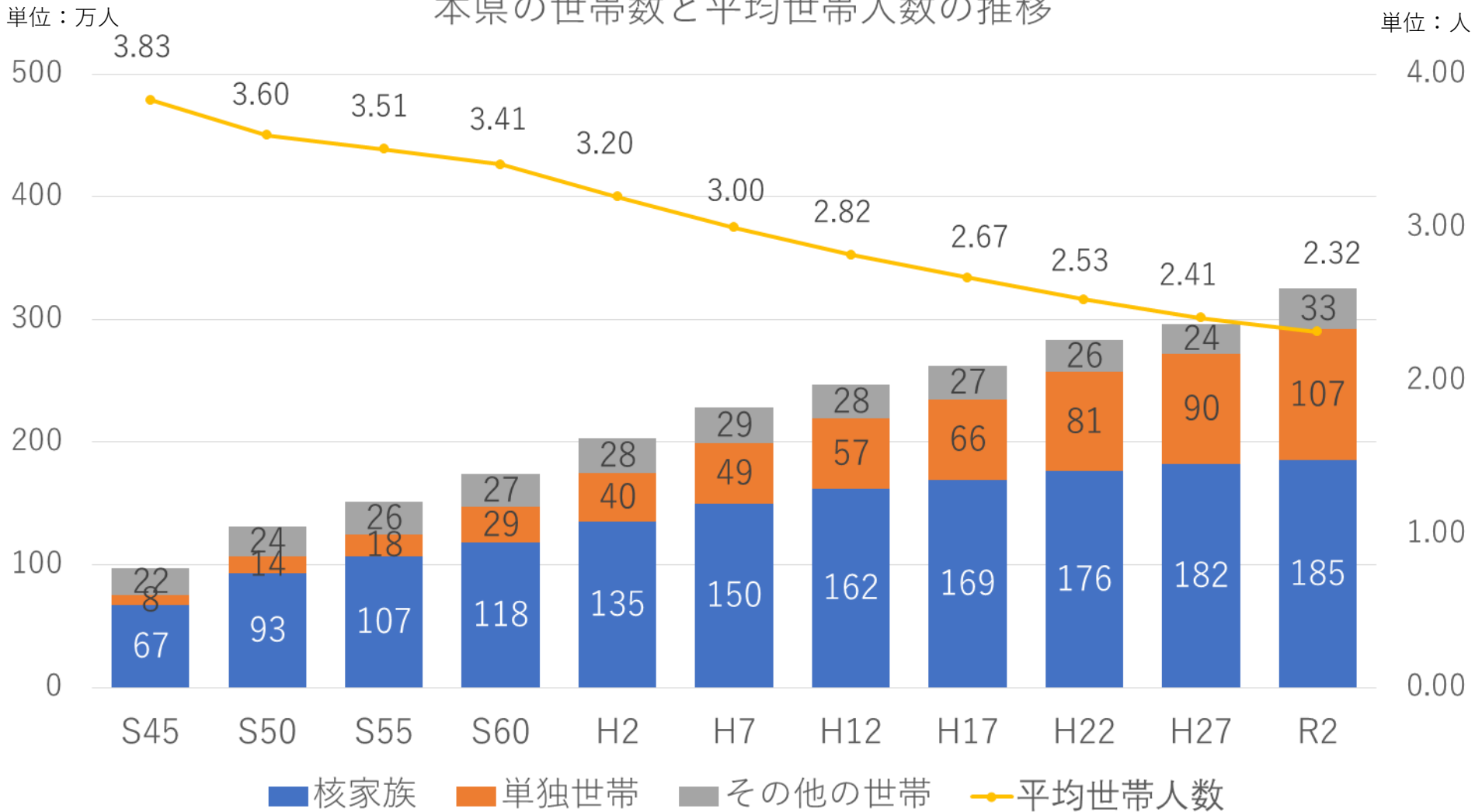
H7～H27 総務省「国勢調査」

R2～R27 国立社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）推計）」

なぜケアラー・ヤングケアラー支援が必要なのか？

○ 世帯人数の減少

本県の世帯数と平均世帯人数の推移



総務省「国勢調査」を基に作成

【ヤングケアラーの存在が見過ごされやすい理由】

- ・家族のことは家族でしないといけないと思っている
- ・子ども自身もケア負担に気づきにくく、声を出しにくい
- ・ケアしている子どもの悩みを聞いてくれる人や場がない
- ・子どもがケアをしていると大人は思っていない
- ・大人ケアラーの影に隠れてしまう
- ・障害や病気を持った家族のことを隠している

4 ヤングケアラー実態調査

埼玉県ケアラー支援計画のための ヤングケアラー実態調査結果

(内容)

1. ヤングケアラーの属性
2. 被介護者の属性
3. ケアの状況
4. ケアの影響
5. ヤングケアラーが望むサポート
6. ヤングケアラー本人の状況
7. 自由意見

詳しい調査結果はこちらからご覧ください。

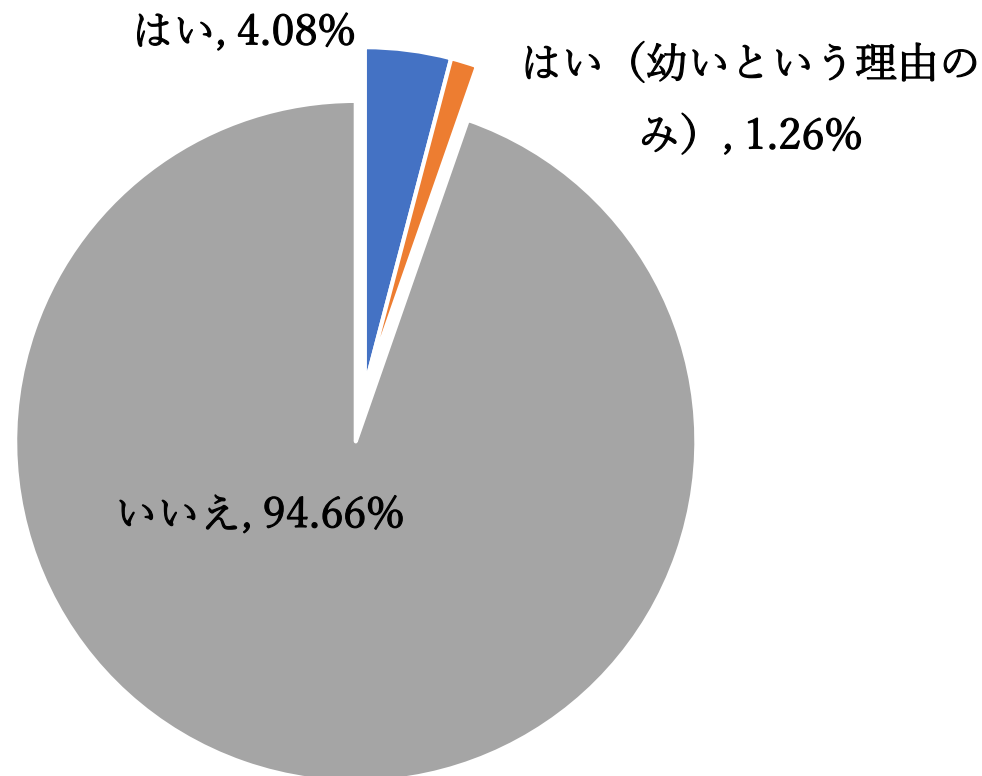


埼玉県HP

1-1 ヤングケアラーの存在

- 自身が「ヤングケアラー」である、または過去にそうであったと思うか尋ねたところ、回答者48,261人の内、「はい」と回答したのは2,577人(5.3%)であった。
- ただし、本調査ではケアの相手が幼いという理由のみでケアをしている608人を除く1,969人(4.1%)をヤングケアラーの対象者とした。

図表1-1. 「ヤングケアラー」の存在割合



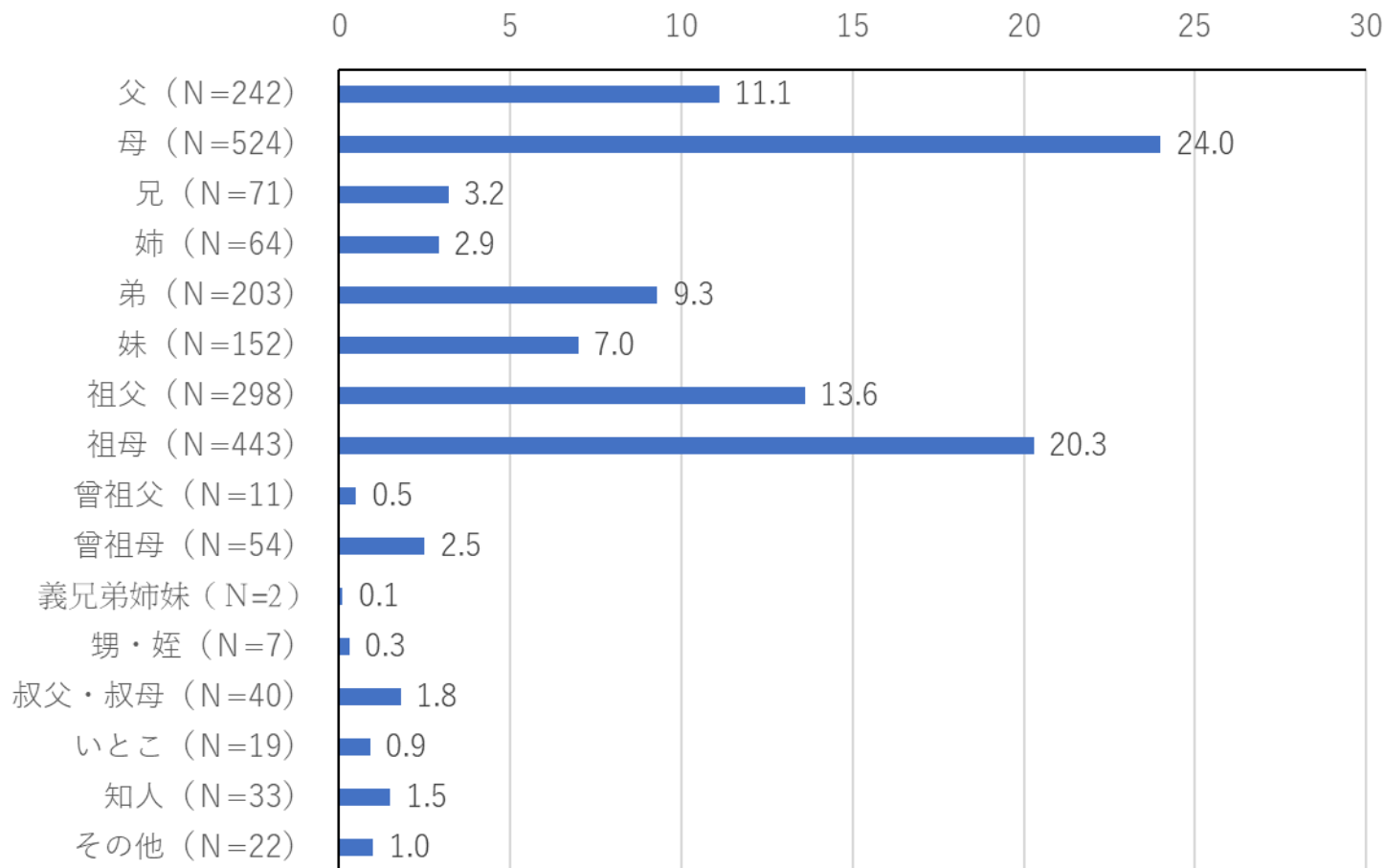
注) 本集計は県内高校2年生(48261人)に対して行われている。

2-1 被介護者の続柄

- 被介護者(N=2,185)の、ヤングケアラーとの関係(続柄)をみると、「母」(N=524)が24.0%と最も高く、次いで「祖母」(N=443)が20.3%、「祖父」(N=298)が13.6%、「父」(N=242)が11.1%の順であった。

図表2-1. 被介護者の続柄(複数回答)

単位: %



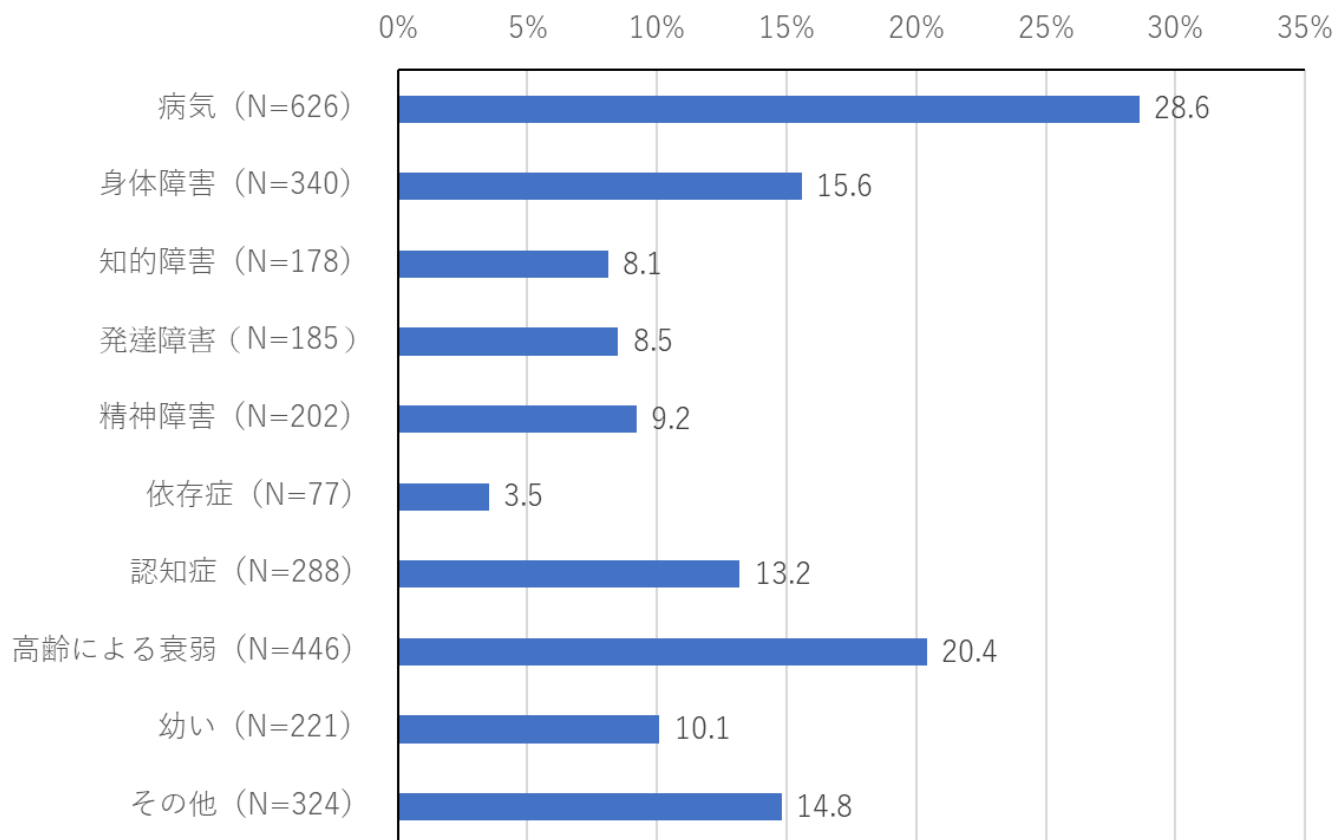
注)本集計は被介護者数(2,185人)に対して行っている。

2-3 被介護者の状況

- 被介護者の状況（N=2,185）をみると、「病気」（N=626）が28.6%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」（N=446）20.4%、「身体障害」（N=340）15.6%、「その他」（N=324）14.8%の順であった。

図表2-3. 介護が必要になった主な原因(複数回答)

単位：%



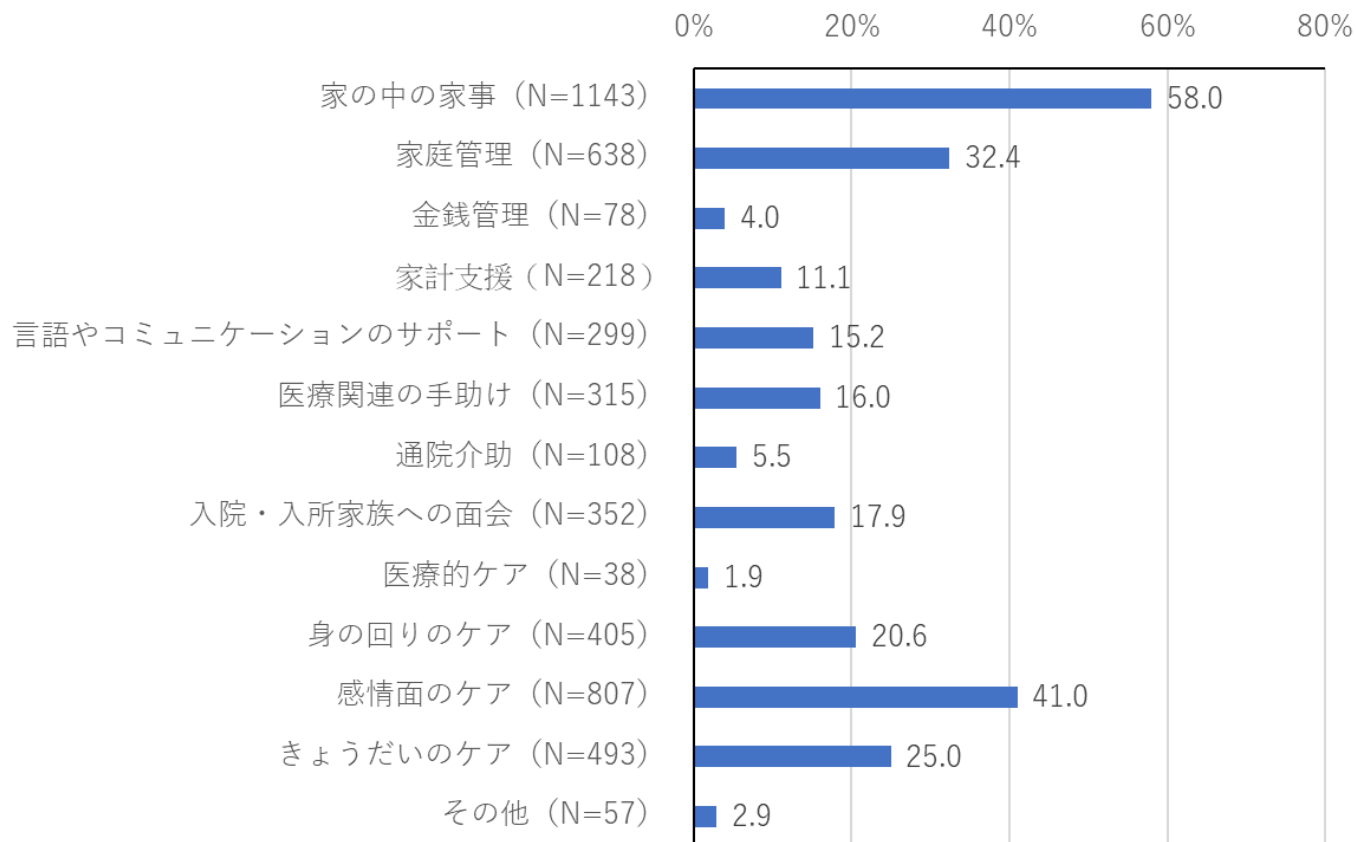
注)本集計は被介護者数(2,185人)に対して行っている。

3-1 ヤングケアラーが行っているケアの内容

- ヤングケアラーが行っているケアの内容（N=1,969）をみると、「家事(食事の用意・後片付け・洗濯・掃除など）」（N=1,143）が58.0%と最も高く、次いで「感情面のケア(その人のそばにいる・元気づける・話しかける・見守る・外に連れ出したりするなど）」（N=807）41.0%、「家庭管理(買い物・家の修理仕事・重いものを運ぶなど）」（N=638）32.4%、「きょうだいのケア」（N=493）25.0%の順であった。

図表3-1. ヤングケアラーが行っているケアの内容(複数回答)

単位：%

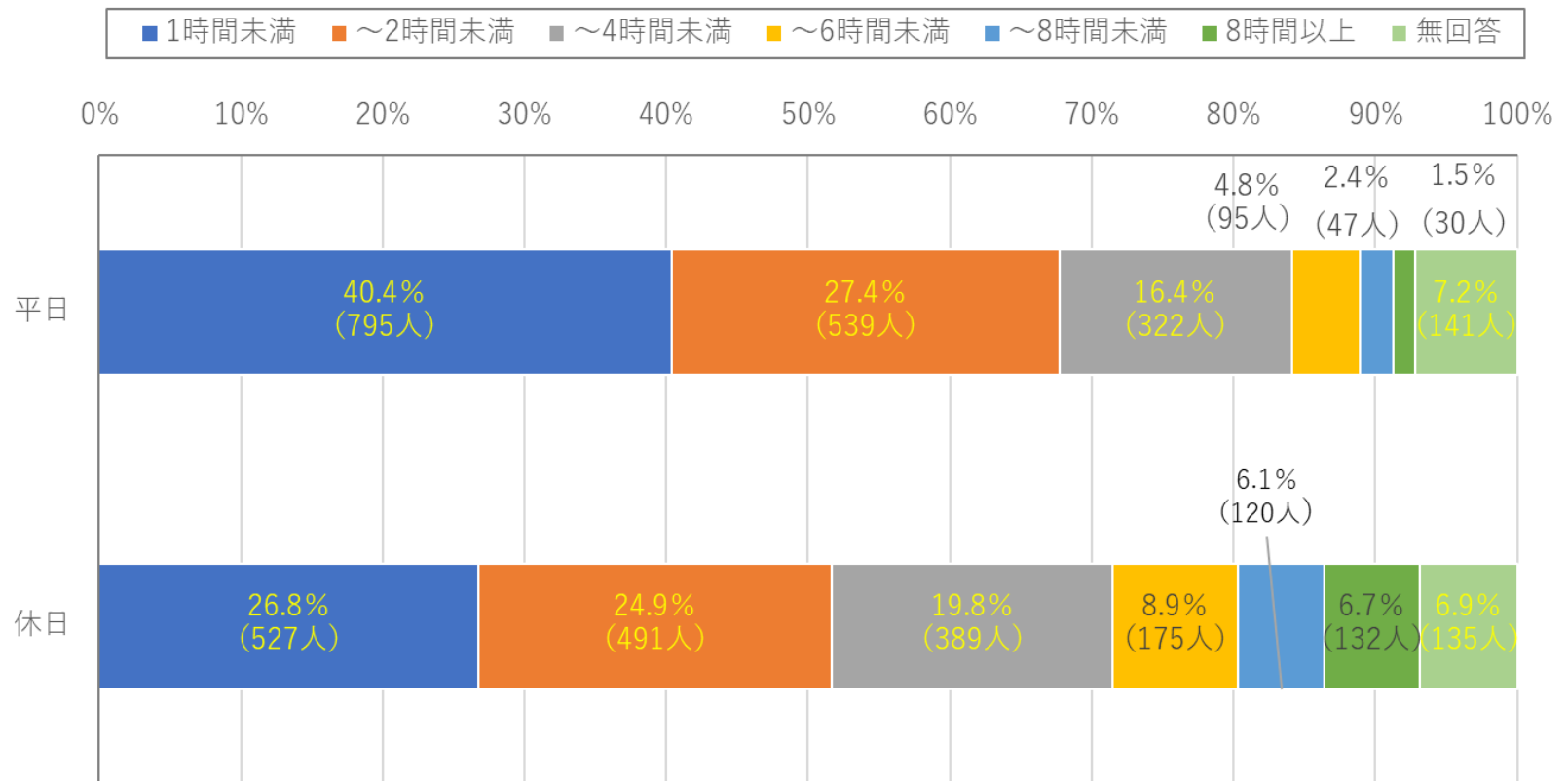


注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

3-3 ケアにかかる時間（平日・休日）

- ケアにかかる時間（N=1,969）をみると、平日は「1時間未満」（N=795）が40.4%と最も高く、次いで「1時間以上2時間未満」（N=539）27.4%と、2時間未満が全体の約7割を占めていた。
- 休日も平日同様、「1時間未満」（N=527）が26.8%と最も高く、次いで「1時間以上2時間未満」（N=491）24.9%の順であったが、その割合は約5割に減少しており、平日に比べると、ケアにかかる時間がより長くなっていた。

図表3-3. ケアにかかる時間の割合

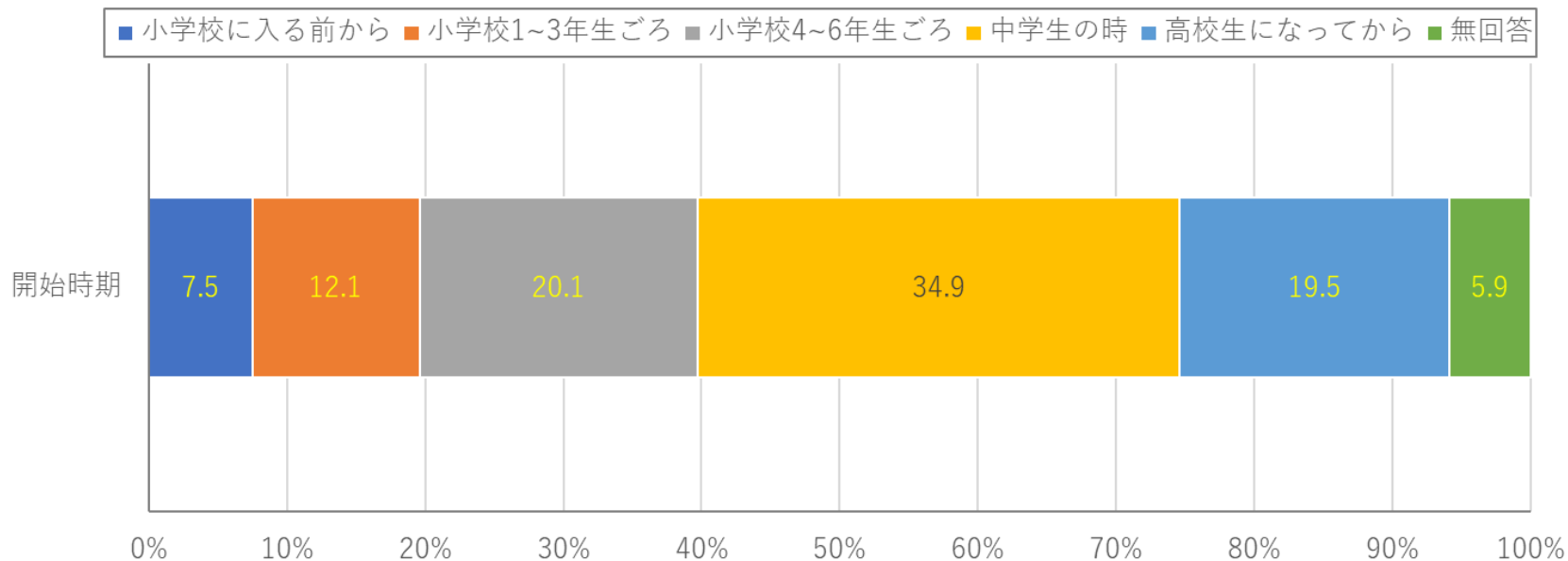


注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

3-4 ケアの開始時期

- ケアの開始時期（N=1,969）をみると、「中学生の時」（N=688）が34.9%と最も高く、次いで「小学校4~6年生ごろ」（N=395）20.1%、「高校生になってから」（N=383）19.5%、「小学校1~3年生ごろ」（N=238）12.1%の順であった。

図表3-4. ケアの開始時期の割合



	小学校に入る前から	小学校1~3年生ごろ	小学校4~6年生ごろ	中学生の時	高校生になってから	無回答
ヤングケアラー総数 (N=1,969)	148	238	395	688	383	117
割合 (%)	7.5	12.1	20.1	34.9	19.5	5.9

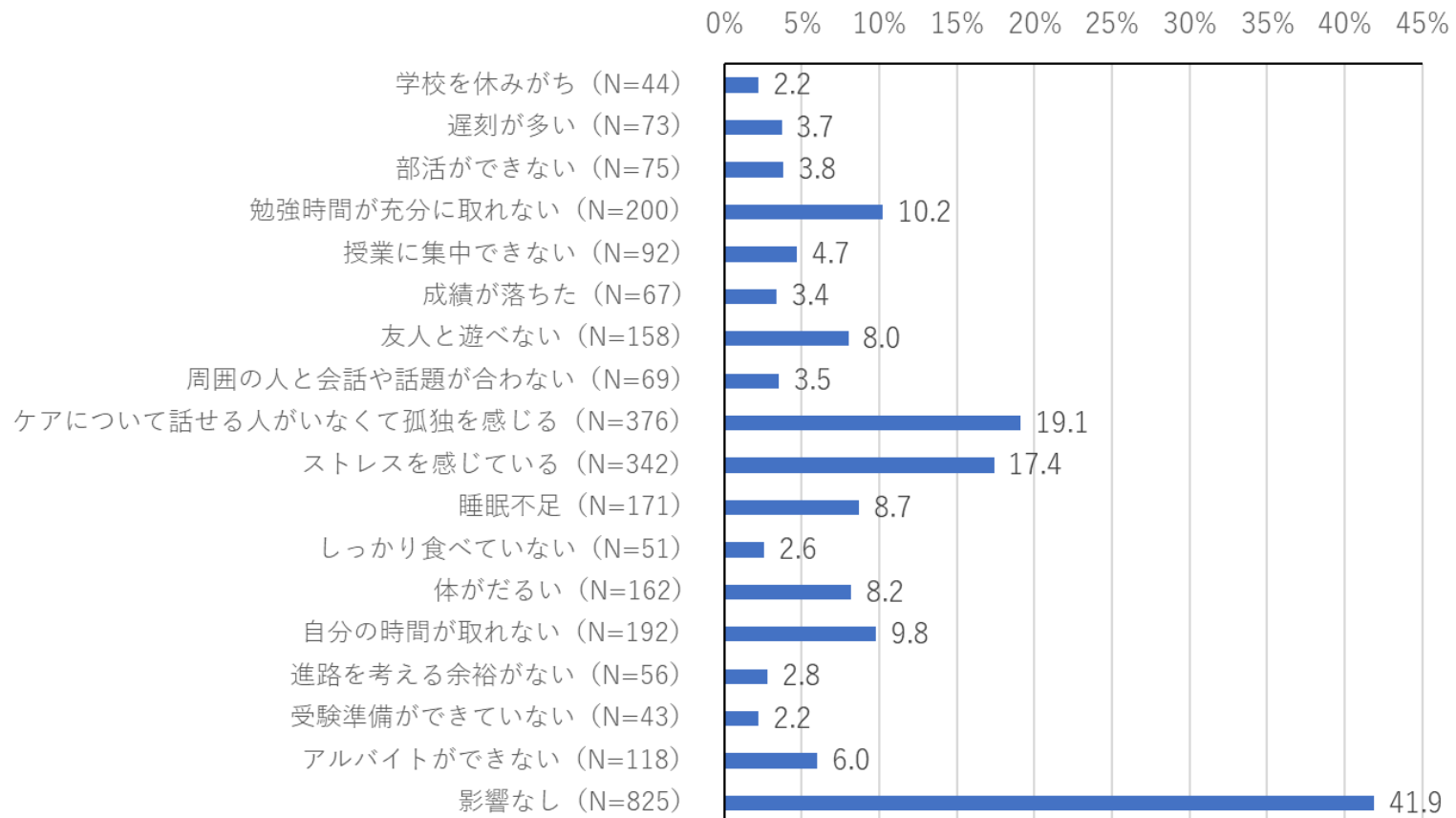
注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

4-1 学校生活への影響

- 学校生活への影響（N=1,969）をみると、「影響なし」（N=825）が41.9%と最も高く、次いで「孤独を感じる」（N=376）19.1%、「ストレスを感じている」（N=342）17.4%、「勉強時間が充分に取れない」（N=200）10.2%の順であった。

図表4-1. 学校生活への影響(複数回答)

単位：%

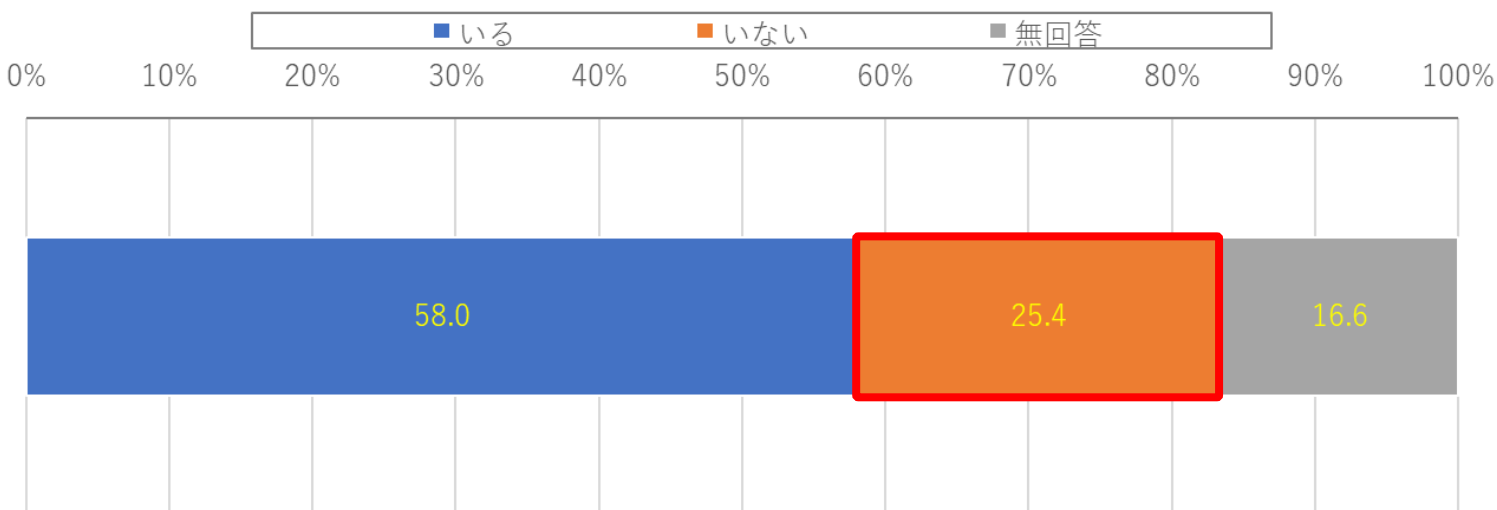


注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

4-2 ケアに関する悩みや不満を話せる人の有無

- ケアに関する悩みや不満を話せる人の有無（N=1,969）をみると、「いる」（N=1,142）が58.0%と最も高く、次いで「いない」（N=501）25.4%であった。

図表4-2. ケアに関する悩みや不満を話せる人の有無の割合



	いる	いない	無回答
ヤングケアラー総数 (N=1,969)	1,142	501	326
割合 (%)	58.0	25.4	16.6

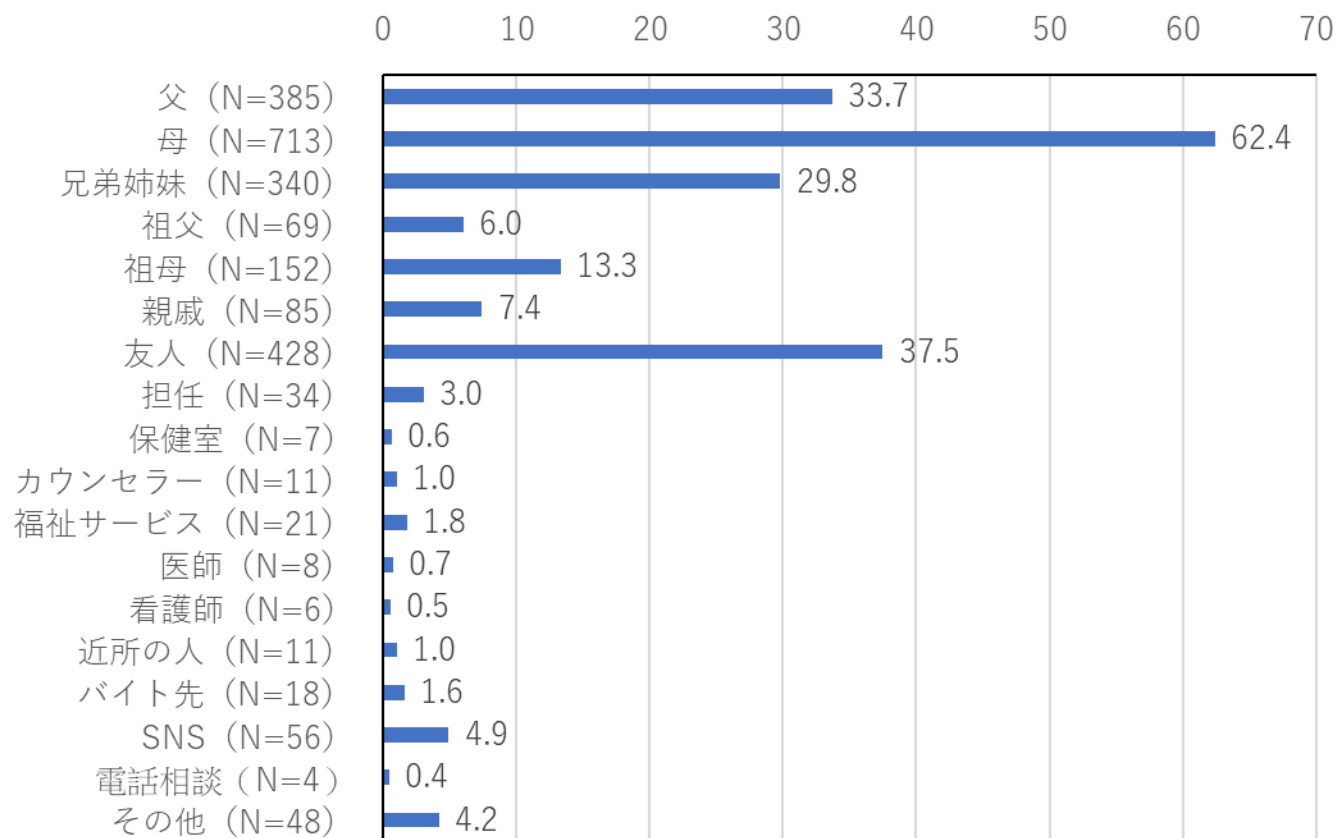
注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

4-3 ケアの相談相手

- 相談相手(N=1,142)をみると、「母」(N=713)が62.4%で最も高く、次いで「友人」(N=428)が37.5%、「父」(N=385)が33.7%、「兄弟姉妹」(N=340)が29.8%の順であった。

図表4-3. ヤングケアラーにおけるケアの相談相手(複数回答)

単位:%



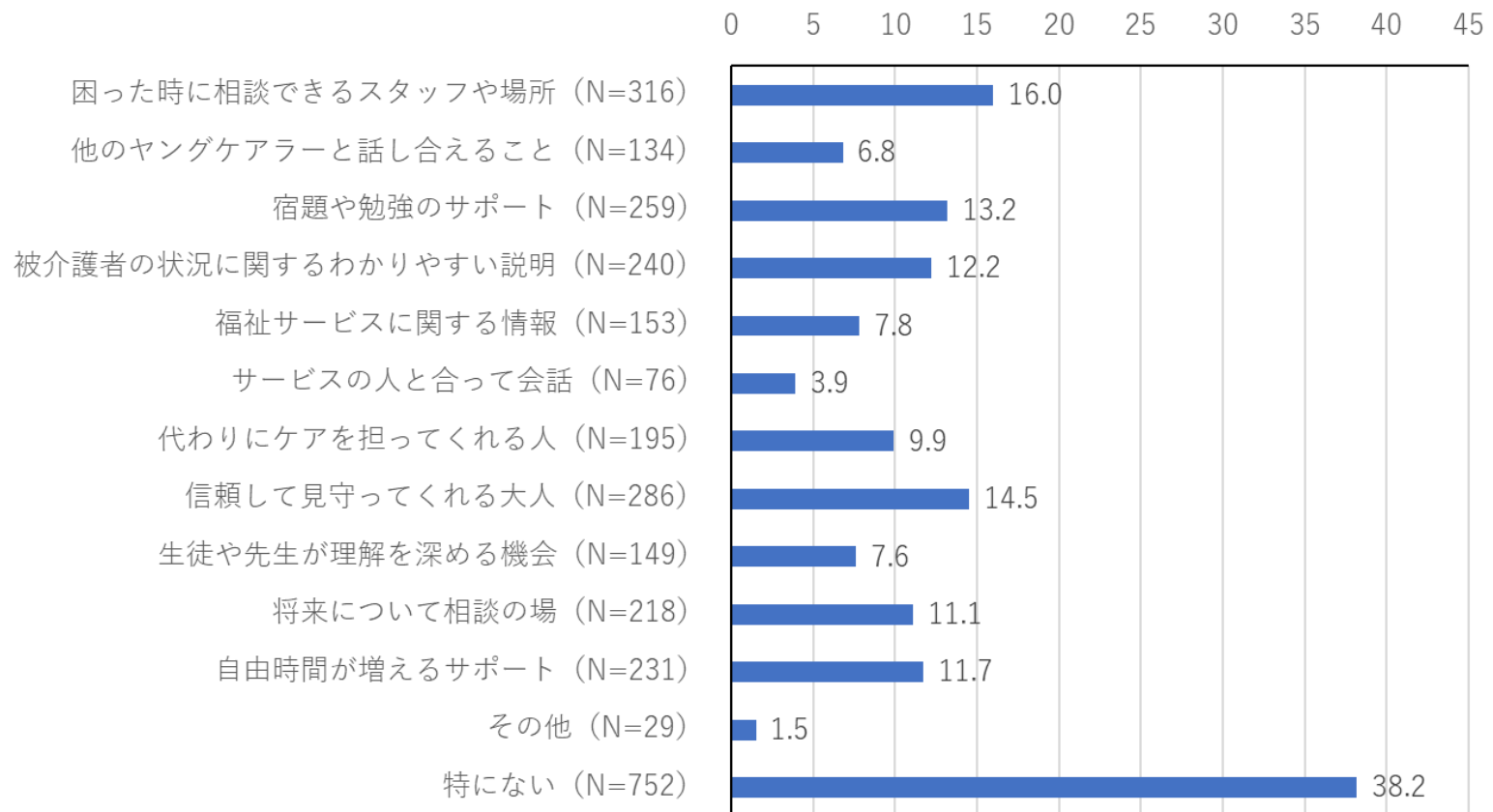
注)本集計はケアに関する悩みや不満を話せる人がいるヤングケアラー本人(1,142人)に対して行われている。

5-1 ヤングケアラーが望むサポート

- 望むサービス(N=1,969)をみると、「特にない」(N=752)が38.2%で最も高く、次いで「困った時に相談できるスタッフや場所」(N=316)が16.0%、「信頼して見守ってくれる大人」(N=286)が14.5%、「宿題や勉強のサポート」(N=259)が13.2%の順であった。

図表5-1. ヤングケアラーが望むサービス(複数回答)

単位：%



注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行われている。

5 ヤングケアラー支援の取組

埼玉県ケアラー支援条例

全国初のケアラー支援に関する条例として、令和2年3月31日に公布・施行

目的（第1条）

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。

定義（第2条）

ケアラー
高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

ヤングケアラー
ケアラーのうち、18歳未満の者

基本理念（第3条）

ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

県の責務（第4条）

・ケアラー支援に関する施策の実施等

県民・事業者の役割（第5・6条）

- ・ケアラー支援の必要性の理解
- ・県・市町村の施策への協力
- ・従業員の勤務の配慮・支援

関係機関の役割（第7・8条）

- ・県・市町村の施策への協力
- ・日常的に（ヤング）ケアラーに関わる可能性の認識、健康状態・教育機会の確保の確認、支援の必要性の把握

推進計画（第9条）

- ・（ヤング）ケアラーの支援に関する基本方針
- ・（ヤング）ケアラーの支援に関する具体的施策等

主要な施策等（第10条～第14条）

- ・広報啓発活動
- ・民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
- ・支援を担う人材の育成
- ・支援体制の整備
- ・必要な財政上の措置

埼玉県ケアラー支援計画

計画の根拠・策定の趣旨

- (根拠)
○ 埼玉県ケアラー支援条例に基づく計画
- (趣旨)
○ ケアラーやヤングケアラーの支援に関する事項を定める

計画期間

令和3～5年度

基本理念

全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現

現状

- 介護者数 34万3,400人(平成29年)
(県内15歳以上の5.4%)
「就業構造基本調査」(総務省)
- ヤングケアラー 1,969人
(県内高校2年生の4.1%)
「ヤングケアラー実態調査」(埼玉県)
- ケアラーの認知度 17.8%
ヤングケアラーの認知度 16.3%
「県政サポーターアンケート」(埼玉県)

課題

- 社会的認知度の向上
- 情報提供と相談体制の整備など支援体制の構築
- 孤立の防止
- 支援を担う関係機関の人材の育成
- ヤングケアラー支援体制の構築

施策

ケアラーを支えるための広報啓発の推進

ケアラーに関する啓発活動

行政におけるケアラー支援体制の構築

相談支援体制の整備

多様なケアラーへの支援

子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援

ケアラーの生活支援

地域におけるケアラー支援体制の構築

ケアラーが孤立しない地域づくり

地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充

仕事と介護の両立支援の推進

ケアラーを支える人材の育成

ケアラー支援への対応能力向上・連携強化

ケアラー支援を担う県民の育成

ヤングケアラー支援体制の構築・強化

教育機関等によるヤングケアラー支援体制の構築

地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

主な取組・数値目標

- ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の創設など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動
 - ◆ケアラーに関する認知度
【17.8%(R2年度)→70%(R5年度)】
 - ◆ヤングケアラーに関する認知度
【16.3%(R2年度)→70%(R5年度)】

- 市町村におけるケアラーへの相談支援体制の構築
 - ◆ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数
【26市町村(R2.4.1)→全市町村(R6.4.1)】
- 認知症、高齢者、障害者、高次脳機能障害、医療的ケア児等をケアするケアラーへの支援
- 地域子育て支援拠点の整備と質の充実
- 生活困窮状態にあるケアラーへの自立支援

- 市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営支援
 - ◆介護者サロンを設置する市町村数
【53市町村(R2.10.1)→全市町村(R6.4.1)】
- 民生委員・児童委員のケアラー支援に関する理解促進
- 県内企業の雇用環境整備や支援制度導入に関する助言

- 地域包括支援センター職員等に対するケアラーからの相談対応研修の実施
 - ◆ケアラー支援を担う人材育成数
【3,000人(R3年度～R5年度の累計)】
- 県政出前講座等による住民や関係団体へのケアラー支援の必要性を啓発

- 教職員対象研修の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対する研修による理解促進
- 教育機関と福祉部門の連携を図るための検討の場の設置
 - ◆ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数
【1,000人(R3年度～R5年度の累計)】

ケアラー・ヤングケアラー支援のための主な施策

1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進

- ・ケアラー月間（11月）での集中的な啓発
- ・ヤングケアラーハンドブックの作成
- ・啓発リーフレット、マンガの発行、WEB公開の公開



2 行政におけるケアラー支援体制の構築

- ・地域包括ケア総合支援チームによる支援
ケアラーからの相談などに対応するため、重層的な支援体制（包括的な相談支援の体制）の整備に取り組む市町村に地域包括ケア総合支援チームによる支援やアドバイザーの派遣

3 地域におけるケアラー支援体制の構築

- ・介護者サロン事例集の作成
ケアラー同士で話し合える高齢者や認知症、障害者などの対象別のサロンの立ち上げ・運営方法をまとめたマニュアルを作成し、NPOなどによるサロン立ち上げを促進

4 ケアラーを支える人材の育成

- ・ケアラー支援関係機関向け研修
- ・ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修

5 ヤングケアラー支援体制の構築

- ・ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修（再掲）
- ・ヤングケアラーオンラインサロンの設置
- ・ヤングケアラー支援推進協議会の設置
- ・主任児童委員、民生・児童委員、子どもの居場所運営者向けの研修の実施
- ・ヤングケアラーLINE相談窓口の設置

令和4年度新規事業

【主な取組】

- ①ハリー杉山さんによるトークショー
- ②ケアラー月間メッセージ動画の放映
(市町村・社会福祉協議会・協力企業)
- ③パネル展の開催

11月は
ケアラー月間

誰かを支える
あなたも支える。



- ・ヤングケアラーについて理解を深めてもらうため、「ヤングケアラーハンドブック(小・中・高校生編)」を作成。
- ・昨年度は県内全ての小・中・高校生及び教員に配布。



R4新規

ヤングケアラーLINE相談窓口の概要

ヤングケアラーや保護者等が抱える悩みや問題等について気軽に相談できるようにするため、LINEを活用した相談体制の構築を図る。

・相談対象

原則として埼玉県内に在住する18歳未満の方及びその保護者

・相談内容

親・祖父母・兄弟姉妹等の介護・世話をしている中で感じた不安、
学業との両立、人間関係等、様々な悩みについて、幅広く対応する。

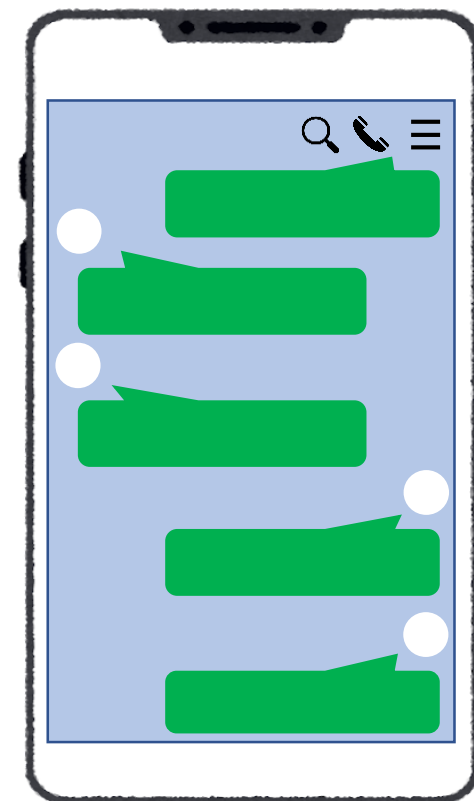
・開設時間

平日10:00～19:00

ただし、相談者からの送信はいつでも可能とする。

・実施時期

令和4年9月に開始予定





手離さない、 今と未来。

ヤングケアラーとは？

病気や障害がある家族のために、
本来大人が担うような、家事や家族の世話・介護などの
サポートを行なっている18歳未満の子供をいいます。



障害や病気のある家族のために ヤングケアラーが日常的にしていること



家事を支えるために
労働をしている



幼いようたの
世話をしている



買い物・料理・洗濯
などの家事をしている



身体的なケアをしている
(介護、介助、トイレの介助など)



精神的なケアをしている
(話し相手、なぐさ、サポートなど)

責任や負担の重さにより ヤングケアラーが諦めてしまっていること



勉強や受験、進学
などの諦め



部活などの課外授業
などの参加を諦める



自分だけの時間を持つこと
を諦める



友達と放談係に
選ばれること



子供らしく
自由に遊ぶことが
できなくなる



理解されること
が難しくなる

ヤングケアラーのためのLINEチャンネル登録受付中

オンラインイベントも開催します！

元ヤングケアラーの先輩と一緒に、ヤングケアラー同士で、楽しく話しあうオンラインイベントです。
仲間と話すことで、心が楽になったり、生活のヒントが得られます。

詳しくはLINEで配信します

お友達登録はこちらから



LINEチャンネルでできること

埼玉県ヤングケアラーチャンネルは、
家族に関する相談や進学・就職相談、お役立ち情報の発信などを行い
ヤングケアラーをサポートします。

お友達登録してみませんか？



日常の家族の
お世話の悩み

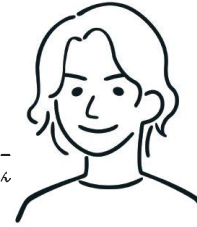
誰にも話せない
家庭のこと

家族の
お世話による
友達との悩み

将来への不安

進学や就職に
関する相談

私たちが相談にのります！



元ヤングケアラー
宮崎成悟さん



元ヤングケアラー
高尾江里花さん

ヤングケアラー同士で
語り合おう！

ヤングケアラーオンラインイベント開催

元ヤングケアラーの先輩と一緒に、ヤングケアラー同士で、楽しく話しあうオンラインイベントです。
仲間と話すことで、心が楽になったり、生活のヒントが得られます。詳しくはLINEでご案内します。



主催
埼玉県福祉推進機構
TEL: 048-830-3766
FAX: 048-830-4767
運営
一般社団法人ヤングケアラー協会
contact.form@youngcarersjapan.org

6 入庁1年目で担当している 仕事

(1) どのような仕事？

→教員や市町村の職員に向けて、合同でヤングケアラー支援について考える研修を実施

(2) 何を担当した？

→参加者募集、講師との連絡調整、当日の運営など

(3) 取り組んでみて感じたこと

→研修を一から主催する難しさ、無事終わった時の達成感

(1) どのような仕事？

→ ケアラー・ヤングケアラーについて、普及啓発を図る。

(2) 何を担当した？

→ 市町村、企業などへの協力依頼、広報物の発信など

(3) 取り組んでみて感じたこと

→ 調整やイベント準備の難しさ、様々な人と関わる面白さ

(1) どのような仕事？

→ 県民の方に対して、ケアラー・ヤングケアラー支援について説明する。

(2) 何を担当した？

→ 説明する講師

(3) 取り組んでみて感じたこと

→ わかりやすく話すことの難しさ、伝わった時の喜び

仕事をしてみて感じたこと

- ・ 無事終わった時の達成感
- ・ いろいろな人と関わりながら働く面白さ
- ・ 思ったよりも仕事を任される
- ・ いい意味で忙しく、充実した日々

ご清聴ありがとうございました。



埼玉県マスコット「さいたまっち」

埼玉県マスコット「コバトン」